

週休2日制工事の実施

～建設業が取り組む「週休2日」の定着を進めます～

近年の建設業界では、若手技術者の確保や育成を中心とした将来の担い手確保が重大な課題となっています。また、令和6年4月から改正される労働基準法の時間外労働規制に対応するため、さらなる人手不足が予想されており、建設現場における労働環境の改善が求められています。

北名古屋市では、「地域の守り手」である建設業の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして週休2日制工事の発注を実施します。

【概要】

項目	内容
対象工事	令和6年4月1日以降に契約する工事を対象とします。 【対象外工事】 ①設計金額が税込1,000万円未満の工事（補正前） ②公共建築工事費積算基準を適用する工事 ③著しく施工期間が短い工事 ④通年維持工事等小規模な現場が点在する工事 ⑤緊急の応急復旧工事 ⑥発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事
発注方式	対象工事は、市が週休2日制工事として発注します。（発注者指定方式）また、工事名の末尾に「（週休2日）」と表記されます。
費用の計上	当初設計において、労務費や共通仮設費等に補正率を乗じて費用を上乗せします。（裏面参照）
提出書類	【事前確認】 施工計画書を提出するまでに、休工計画表を監督員へ提出していただきます。 【実施確認】 毎月5日までに、実施状況表を監督員へ提出していただきます。
未達成の場合	現場完了後に週休2日が未達成の場合は、経費を変更します。

【用語】

週休2日	曜日、雨天等の理由にかかわらず対象期間に4週8休以上の 休工を行ったと認められる状態
休 工	現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場 事務所が閉所された状態（安全管理のための現場巡視や保 守点検等の現場管理上で必要な作業行う場合を除く）
対象期間	契約締結日の翌日～工事完了日 【非対象期間】 ①施工開始までの準備期間（現場事務所設置、測量等） ②後片付け期間（施工完了日の翌日～工事完了日） ③夏季休暇（3日） ④年末年始休暇（6日） ⑤工場製作のみの期間 ⑥施工開始日が火曜～土曜の場合の施工開始日を含む週 ⑦施工完了日が日曜～木曜の場合の施工完了日を含む週 ⑧工事全体を一時中止している期間 ⑨発注者が対象外とする作業を実施する期間

（週休2日の取得に要する費用の計上）

(1) 休工状況の適用区分

休日取得率	休工状況の適用区分
28.5%以上	4週8休以上
25%以上28.5%未満	4週7休以上4週8休未満
21.4%以上25%未満	4週6休以上4週7休未満
21.4%未満	4週6休未満

(2) 補正率

それぞれの経費に次の補正係数を乗じるものとします。

休工状況の 適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

※現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としません。